

## 令和3年度「分別基準適合物の引き渡しに係る申込要領」

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に規定する分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）に申込み市町村及び一部事務組合は、次の申込要領に従って、オンライン若しくは申込用紙の郵送によってお手続きください。

**年度途中での申込みは受け付けませんのでご注意ください。**

目 次	
◆申込用紙の記入要領	申込要領－ 1
1. 分別基準適合物の引き渡し申込書（様式1）	申込要領－ 1
2. 分別基準適合物の引き渡し申込書（様式2）	申込要領－ 2
3. 分別基準適合物の引き渡し申込み量に関するチェックシート	申込要領－ 2
4. 構成市町村別引き渡し申込み品目確認のためのマトリックス表	申込要領－ 2
5. 分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3－1～4）	申込要領－ 3
【ご参考】令和3年度の再商品化実施委託単価と 特定事業者責任比率及び市町村負担比率	申込要領－ 9
【記入例】（様式1）～（様式3－4）	申込要領－ 10
◆オンラインによる申込み方法	申込要領－ 18

### ◆申込用紙の記入要領

#### 1. 分別基準適合物の引き渡し申込書（様式1）

協会に登録のある既存データに基づいて印字しています。正確に記載されているかどうかご確認の上、修正がある場合は、赤字で修正してください。また、空欄がある場合には、以下の要領で記入してください。なお、①、②・・・は各申込書に記載の番号と対応しています。

①作成日：本申込書の作成年月日を記入

②市町村又は組合コード：総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入

③市町村組合種別：次のとおり

「単独市町村」：自ら指定法人へ申込みを行う市町村。又は、どこの一部事務組合等にも※特定分別基準適合物の分別収集を委任していない市町村

「代表市町村」：複数の他市町村を代表して、特定分別基準適合物の分別収集を行っている市町村

「一部事務組合」：一部事務組合、広域連合等に該当する地方公共団体

※特定分別基準適合物：ガラス製容器（無色・茶色・その他の色）、PETボトル、紙製容器包装（段ボール、牛乳パックは除く）、プラスチック製容器包装

④市町村又は組合名：引き渡し申込みを行う市町村名又は組合名を記入

ただし、一部事務組合又は複数の市町村を代表して申込み場合、「令和3年度構成市町村別引き渡し申込み品目確認のためのマトリックス表」に、構成する市町村の市町村コード及び市町村名を記入し、引き渡し申込みを行う品目に○印、申込みを行わない品目について×印を付ける

⑤所在地：資料の送付先を記入

⑥契約責任者：協会と覚え書き及び契約書を取り交わす際の契約者の「役職」及び「氏名」を記入

⑦担当者：協会と日常的に連絡を取り合える担当者の「部課室係」等を記入

⑧請求書送付先：協会からの請求書の送付先となる「住所」等を記入

## 2. 分別基準適合物の引き渡し申込書（様式2）

**令和3年度の協会への引き渡しに使用する保管施設情報を記入してください。**

協会に登録のある既存データに基づいて印字していますので、令和3年度に使用する保管施設が記載されているかどうかご確認の上、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。

印字のない保管施設を新たに追加する場合は、印字していない様式2に以下の要領でご記入ください（用紙は適宜コピーしてご使用ください）。

①②（様式1に同じ）

③ページ番号：複数枚の時に記入

④引き渡しの有無：引き渡しを希望する場合には○を、引き渡しを希望しない場合には×を記入（空欄不可）

⑤引き渡しを行う素材：当該保管施設において引き渡しを行う素材全てにチェックを付ける。

1つの保管施設から複数の素材を引き渡す場合には、引き渡しを行う素材全てにチェックを付けること

⑥⑦保管施設名、住所等：保管施設ごとに「保管施設名」、「住所」、「カナ」等を記入

**【注意】** 保管施設の名称や住所等は、本年8月から10月にかけて環境省が都道府県を通じて実施した保管施設指定意向調査に記載したものと同一内容を記入してください。保管施設指定意向調査で届出のない保管施設からの引き取りはできません。また、今回の申込み以降、やむを得ず環境省に対して保管施設の変更（仮登録→登録を含む。）の届け出を行った場合は、早急に当協会に対してもお知らせください。

## 3. 分別基準適合物の引き渡し申込み量に関するチェックシート

本年6月に実施した引き渡し量調査時に回答された「分別収集計画量」及び「引き渡し調査量」が予め印字されています。空欄がある場合には、以下の要領で記入してください。

(1) 引き渡し申込みを行う全ての品目について、「①分別収集計画量」、「②引き渡し調査量」、「③様式3に記入した引き渡し申込み量」をkg単位で記入

(2) 「④収集対象人口」、「⑤収集対象日数」を記入の上、「⑥排出原単位見込み」（単位：g/人/日）の算出を行う

**【注意】** 「⑤収集対象日数」＝分別収集の対象期間を記入する（「協会への引き渡し開始希望日」からの日数ではありません。）

例) 年間を通じて分別収集を行っている場合は → 「365日」と記入  
年度途中から分別収集を開始する場合、例えば分別収集開始日が9月1日から（9～3月の7か月間）の場合は → 「212日」と記入

(3) 「③引き渡し申込み量」と「①分別収集計画量」又は「②引き渡し調査量」に乖離（かいり）が見られる場合には、その理由を枠内の選択肢から選択し、「⑦乖離の理由」に番号を記入

## 4. 構成市町村別引き渡し申込み品目確認のためのマトリックス表

本マトリックス表は、一部事務組合、又は市町村が複数の市町村を代表して申込む場合にご提出ください。市町村が単独で申込みを行う場合には、提出の必要はありません。

協会に登録のある既存データに基づいて印字しています。正確に記載されているかどうかご確認の上、追加・修正がある場合は、赤字で修正してください。

①②（様式1に同じ）

③構成市町村ごとに、申込みを行う品目について○印、申込みを行わない品目について×印を記入（空欄不可）

5. ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-1）  
PETボトル分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-2）  
紙製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-3）  
プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-4）

※申込みを行う品目について必要な項目を参照すること（申込みを行わない品目については、提出する必要はありません）。

**様式3-1～4にご記載いただく申込み数量を踏まえ、締切後当協会から各市町村・一部事務組合宛に素材別・保管施設別の「分別基準適合物の引き渡し申込承諾書」を発行します。引き渡し申込締切後の撤回又は量の変更は認められておりませんので、ご注意ください。**

**【引き渡し申込量に係る負担区分について（4素材共通）】**

● **「特定事業者負担分と市町村負担分双方」**

市町村が収集した分別基準適合物について、特定事業者負担分と市町村負担分の両方の引き渡しを申込みことです。引き渡し申込量の記入の際には、引き渡し申込量の全量をご記入ください。なお契約後、市町村負担分については、分別基準適合物の引き渡し実績に応じた再商品化委託費用を、請求させていただきます。

● **「特定事業者負担分のみ」**

市町村が収集した分別基準適合物のうち、特定事業者負担分のみを引き渡し申込みを行うことです。引き渡し申込量の記入の際には、〔申込要領-9〕の市町村負担比率を参考にしていただき、特定事業者負担分のみの数量を算定してご記入ください。なお、市町村負担分は独自処理となります。

● **「申込まない」**

申込みを行わない品目については、引き渡し申込量の記入は不要です。

様式3については、品目ごとに内容が異なります。素材ごとに以下の要領に従い記入してください。

**(1) ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-1）**

①様式3には、当協会に令和2年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込み場合には、別紙（予め印字していない様式3）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

- ②総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入すること。
- ③様式1、2に記入した市町村名又は組合名を記入すること。
- ④協会記入欄となるため、記入は不要。
- ⑤様式2に記入した各保管施設の名称を記入すること。
- ⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第1回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。
- ⑦「保管施設」の「ストックヤードの最大保管量」には、色種類ごとにt単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式1で申請した「対象物毎の保管可能容量(m3)」の数値×比重1.0を参考に記入すること。

なお、「その他の色」について、その他の色を青色・緑色・黒色の単色で分けて保管している市町村・一部事務組合では、青色・緑色・黒色のそれぞれの「ストックヤードの最大保管量」を記入すること。「その他の色」を分けて保管していない市町村・一部事務組合では、「その他の色」のみを記入し、青色・緑色・黒色の内訳は記入不要。

※「10 t 車での引取は可能だが最大保管量（引取量）が 4 t 未満」等の入札条件は「保管施設特記事項」欄に記入すること。

⑧「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量を t 単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。

⑨「積み込み機材」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、「台数」（積載量、台数）を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー 1 台、5 t ホイスト 2 台

⑩「分別収集・中間処理の仕方と引き渡し条件」については、下記に従って記入すること。

1) 「分別収集の方法」では、該当する分別収集のタイプにチェックを付けること。

「2. 混合収集」を選択した場合には、混合収集を行っている品目にチェックを付けること（「その他」を選択した場合には、詳細をカッコ内に記入すること）。

2) 「分別収集容器の種類」、「中間処理（色分別等）の方法」では、該当するものにチェックを付けること。なお、「その他」を選択した場合には、その種類あるいは方法をカッコ内に記入すること。

3) 「引き渡し車輛」では、該当するものにチェックを付けること。「2. 10 トン車以外」を選択した場合、引き渡し車輛の積載トン数をカッコ内に記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）毎週金曜日に 4 トン車での引き渡しを希望

4) その他、必要があれば「特記事項」欄に 80 文字以内で記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、4 トン車での引き渡しを希望

⑪「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量を色種類ごとに kg 単位 で記入すること。

注）kg 単位での表記としているが、下三桁を四捨五入の上、千 kg 単位で記入すること。

なお、「3. その他の色合計」について、その他の色を青色・緑色・黒色・その他の色のいずれかに分けて収集している市町村・一部事務組合では、青色・緑色・黒色・その他の色のそれぞれ該当する（内訳）欄に記入し、合計を「3. その他の色合計」に記入すること。その他の色を青色・緑色・黒色・その他の色に分けて収集していない市町村・一部事務組合では、「3. その他の色合計」のみを記入し、内訳は記入不要。引き渡し申込量に係る負担区分については、申込要領-3 を参照すること。また、「1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「2. 特定事業者負担分のみ」、「3. 申込まない」のいずれかに必ずチェックを付けること。

⑫「(参考)H31 年度引き渡し実績量」は、「⑪引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、「無色」、「茶色」、「その他の色」、「内訳 (1) 青色 (2) 緑色 (3) 黒色 (4) その他の色」について平成 31 年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位 で示してあります。

## (2) PET ボトル分別基準適合物の引き渡し申込書（様式 3-2）

①様式 3 には、当協会に令和 2 年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式 3）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

- ②総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入すること。
- ③様式1、2に記入した市町村名又は組合名を記入すること。
- ④協会記入欄となるため、記入は不要。
- ⑤様式2に記入した各施設の名称を記入すること。
- ⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第1回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。ただし、分別収集対象範囲を一部の地域から市内全域に広げる等の理由により、期中のある時点から大幅に分別収集量が増加する場合には、「⑩引き渡し条件」の「特記事項」にその旨を記入すること。
- （例）7月より収集地域拡大のため収集量が大幅に増加
- ⑦「保管施設」の「保管可能容量」は、立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式1で申請した「対象物毎の保管可能容量（m<sup>3</sup>）」を参考に記入すること。
- ⑧「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量をt単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。
- ⑨「積み込み機材」には、引き渡しの際に利用可能な機材の有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、「台数」（積載量、台数）を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。
- （例）ブルドーザー1台、5tホイスト2台
- ⑩「引き渡し条件」については、下記に従って記入すること。
- 1) 「分別収集」では、該当する分別収集のタイプにチェックを付けること。
  - 2) 「中間処理（選別ライン）」では、該当する中間処理のタイプにチェックを付けること。  
注) 「単品処理」とは、PETボトル専用のラインにより、選別・圧縮・こん包を行うことを指す。びん、缶等、他の品目と併せて処理する場合は「混合処理」に該当する。
  - 3) 「引き渡し車輛」では、該当するものにチェックを付けること。「2. 10トン車以外」にチェックした場合、引き渡し車輛の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。  
（例）積み込み機材の都合により、4トン車での引き渡しを希望
  - 4) 「保管の形態」では、該当する形態にチェックを付けること。「1. 圧縮品」にチェックした場合、減容機を使用してできるバールの体積及び重量を記入すること。  
注) 「2. 丸ボトル」を選択した場合には、必ず、申込関連資料集の資料1『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要の「8. PETボトルの引き取り」を確認すること。
  - 5) 「結束材」では、該当する結束材のいずれかにチェックを付けること。「その他」の場合は、具体的な内容を記入すること。
  - 6) その他、引き取りの頻度等、引き渡し条件で特記すべきことは「特記事項」欄に記入すること（80文字以内）。  
（例）毎週金曜日に10トン車での引き渡しを希望。パレットは1.4m×1.1mの変形パレットを使用 等
- ⑪「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量を kg 単位 で記入すること。  
注) 令和3年度の市町村負担分は「0」ですので、特定事業者負担分のみ欄は■となっています。
- ※PETボトル分別基準適合物の再商品化は、令和3年度も上期（4月1日～9月30日）と下期（10月1日～3月31日）に分けて行うため、「⑩引き渡し申込量」について「上期分入札対象量」と「下期分入札対象量」の内訳を記入すること。過年度季節変動の実績を踏まえた収集見込量の割合は、上期分が55%・下期分が45%であり、特段の事情がなければ通年の引き渡し申込量をその割合で按分した数値を記入すること。
- ⑫「(参考)H31年度引き渡し実績量」は、「⑩引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、平成31年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位 で示してあります。

### (3) 紙製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-3）

- ①様式3には、当協会に令和2年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。
- 複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式3）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。
- なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。
- ②総務省設定の全国地方公共団体コードの上5桁を記入すること。
- ③様式1、2に記入した市町村名又は組合名を記入すること。
- ④協会記入欄となるため、記入は不要。
- ⑤様式2に記入した各保管施設の名称を記入すること。
- ⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第1回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。
- ⑦「協会への引き渡し頻度」には、「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。
- ⑧「保管施設」の「保管可能容量」は、立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式1で申請した「対象物毎の保管可能容量（m<sup>3</sup>）」を参考に記入すること。
- ⑨「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量をt単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。
- ⑩「積み込み機材」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、「台数」（積載量、台数）を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。
- ⑪「引き渡し条件」については、下記に従って記入すること。
- 1) 「引き渡し対象品」では、「1. 紙製容器包装全て」、「2. 限定」のどちらかを選択し、チェックを付けること。「2. 限定」にチェックした場合、更に「複合素材を除く紙製容器包装」、「その他」のどちらかを選択し、チェックを付けること。なお、「2. 限定」の「その他」を選択した場合には、特記事項に具体的な引き渡し品目を記入すること。  
(例) 紙箱・包装紙のみ収集
  - 2) 「引き渡し形態」では、該当する形態にチェックを付けること。  
なお、「1. 圧縮」とは、ベアラー等の減容機（圧縮機）で圧縮され、番線等で括られたものであり、「2. 結束」とは、紐で十文字に縛られたもの、又は結束機により結束されたものであり、「3. フレコン」とは、フレコンバッグにバラで詰めたものである。
  - 3) 「引き渡し車輛」では、該当するものにチェックを付けること。「2. 10 トン車以外」にチェックした場合には、引き渡し車輛の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。  
(例) 積み込み機材の都合により、4トン車での引き渡しを希望
  - 4) その他、必要があれば「特記事項」欄に80文字以内で記入すること。なお、80文字を超える場合には、別途用紙に記入の上、申込用紙に同封・送付すること。
- ⑫「収集の仕方」では、家庭から分別排出される際の形態について、該当するものにチェックを付けること。また、分別収集に際して紙マークをもとに判断し収集を行っている場合には「1. はい」を、そうでない場合には「2. いいえ」をチェックすること。
- ⑬「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量の下二桁を四捨五入して百kg単位で記入すること。引き渡し申込量に係る負担区分については、申込要領-3を参照すること。  
また、「1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「2. 特定事業者負担分のみ」のいずれかに必ずチェックを付けること。
- ⑭「(参考)H31年度引き渡し実績量」は、「⑬引き渡し申込量」を記入する際の参考とするため

に設けたもので、平成 31 年度に当協会に引き渡した実績量が kg 単位で示してあります。

#### (4) プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き渡し申込書（様式 3-4）

①様式 3 には、当協会に令和 2 年度に登録されている保管施設について、「②市町村又は組合コード」「③市町村又は組合名」「④保管施設コード」「⑤保管施設名」が予め印字してあります。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正すること。⑥以降には、以下の要領で、太枠内全てに記入すること。

複数の保管施設を保有する場合、新規の保管施設で申込む場合には、別紙（予め印字していない様式 3）を使用し、以下の要領で記入すること（太枠内全てに記入すること。用紙が足りない場合はコピーして使用すること）。

なお、申込年度途中に設置予定の保管施設についても記入すること。

②総務省設定の全国地方公共団体コードの上 5 桁を記入すること。

③様式 1、2 に記入した市町村名又は組合名を記入すること。

④協会記入欄となるため、記入は不要。

⑤様式 2 に記入した各保管施設の名称を記入すること。

⑥「協会への引き渡し開始希望日」には、第 1 回目の引き渡し希望年月日（予定時期）を記入すること。

なお、プラスチック製容器包装と白色トレイの双方を申込む場合で、引き渡し開始希望日が異なる場合には、早い方の日付を記入し、遅い品目については、品目と引き渡し開始希望日を「引き渡し条件」の「特記事項」に記入すること。

（例）白色トレイの引き渡し開始希望日、令和 4 年 1 月 1 日

⑦「保管施設」の「保管可能容量」は、立方メートル単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。不明な場合は、環境省の「保管施設の指定に関する意向調査」様式 1 で申請した「対象物毎の保管可能容量（m<sup>3</sup>）」を参考に記入すること。

⑧「トラックスケール」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その最大秤量を t 単位（小数点以下四捨五入）で記入すること。

⑨「積み込み機材」には、その有・無についてチェックを付け、有にチェックした場合、その該当する種類についてもチェックを付け、台数を記入すること。また、「その他の積み込み機材」を保有する場合には、その内容を記入すること。

（例）ブルドーザー 1 台、5 t ホイスト 2 台

注）再商品化事業者が利用可能な積み込み機材のみを記入すること。

⑩「積込時の制約条件」には、制約条件があれば、保管施設搬入口の高さ・幅等の制約条件を記入すること。

（例）保管施設搬入口は一般道路に面しており長時間の駐車は困難。

⑪「分別収集」では、白色トレイとプラスチック製容器包装について、それぞれ該当する分別収集のタイプにチェックを付けること。

⑫「引き渡し車輛」では、該当するものにチェックを付けること。「2. 10 トン車以外」にチェックした場合、引き渡し車輛の積載トン数を記入し、「特記事項」欄にその理由を記入すること。

（例）積み込み機材の都合により、4 トン車で引き渡しを希望

⑬「保管の形態」には、「白色トレイの引き渡し袋の寸法、重量」及び「プラスチック製容器包装のバール寸法、重量」を記入すること。

白色トレイの引き渡し袋の寸法及び重量は整数 1 桁小数 1 桁で記入すること。

プラスチック製容器包装については、バール寸法は、整数 1 桁小数 1 桁、バール重量は整数で記入すること。バール寸法・重量が分からない場合は、中間処理施設に確認するか、バール品質調査時に測定したバール寸法・重量を参考に記入すること。

引き渡しにあたっての希望事項及び引き渡しバールに特徴等があれば、「特記事項欄」に 80 文字以内で記入すること。

1) 10 トン車で引き渡し不可能な場合にはその旨を記入すること。

（例）毎週金曜日に 5 トン車で引き渡しを希望（10 トン車は道路状況の都合上不可能）

2) プラスチック製容器包装と白色トレイで引き渡し開始希望日が異なる場合には、引き渡し開始希望日が遅い品目について記入すること。

（例）トレイの引き渡し開始希望日、令和 4 年 1 月 1 日

- 3) 期の途中で収集エリアの変更等がある場合には、その範囲と期日を記入すること。  
(例) 令和3年9月より市内全域で収集を開始
- 4) ベールの組成に特殊性があれば、記入すること。
- ⑭「引き渡し頻度」には、「年」、「月」、「週」のいずれかに必ずチェックを付け、更に引き渡し回数を記入すること。
- ⑮「ベール種類(特徴)」には、「混合品(一般的なベール)」、「ボトルを主体としたベール」、「ボトル系を除く」、「トレイ(発泡トレイ含む)を主体としたベール」等に、必ずチェックを付けること。  
ボトル(トレイ)主体のベールとは、ベールの中にボトル類(トレイ類)が概ね半分以上の重量を占める場合をいう。
- ⑯「バンドの種類」には、「PPバンド」、「スチールバンド」、「番線(鉄線)」、「フィルム巻き」、「ネット巻き」、「その他」のいずれかに必ずチェックを付けること。
- ⑰「負担区分」については、申込要領-3を参照の上、「1. 特定事業者負担分と市町村負担分双方」、「2. 特定事業者負担分のみ」、「3. 申込まない」のいずれかに、必ずチェックを付けること。
- ⑱「引き渡し申込量」には、協会への引き渡し申込量を下一桁の量を四捨五入して10kg単位の数量で記入すること。
- ⑲「(参考)H31年度引き渡し実績量」は、「⑱引き渡し申込量」を記入する際の参考とするために設けたもので、「白色トレイ」、「プラスチック製容器包装」について平成31年度に当協会に引き渡した実績量が kg単位 で示してあります。



【ご参考】令和3年度の再商品化実施委託単価と特定事業者責任比率及び市町村負担比率

●令和3年度の再商品化実施委託単価

特定分別基準適合物	令和3年度再商品化実施委託単価 ※下記の単価には消費税及び地方消費税は含まれておりません。	
	(単位：円／トン)	(単位：円／kg)
ガラスびん（無色）	—	—
ガラスびん（茶色）	—	—
ガラスびん（その他の色）	—	—
P E Tボトル	—	—
紙製容器包装	—	—
プラスチック製容器包装	—	—

なお、再商品化実施委託単価は以下の式に基づき算出しています。

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{[\text{市町村からの引取り見込量}] \times [\text{再商品化事業者見込み委託単価}] + [\text{協会経費}]}{[\text{特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}]}$$

※上記計算式のうち[再商品化事業者見込み委託単価]及び[協会経費]は税抜での計算となっております。

●令和3年度の特定事業者責任比率<sup>(注)</sup>及び市町村負担比率

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率	市町村負担比率
	(単位：%)	(単位：%)
ガラスびん（無色）	96	4
ガラスびん（茶色）	86	14
ガラスびん（その他の色）	93	7
P E Tボトル	100	0
紙製容器包装	99	1
プラスチック製容器包装	99	1

(注) 令和3年度の特定事業者責任比率及び市町村負担比率につきましては、産業構造審議会における「量・比率」に関するパブリックコメント終了後、決定された内容をあらためてご連絡させていただきます。

以上